

水文・水資源学会誌

不適切な投稿の疑いがある場合の対応について

1. 水文・水資源学会誌に掲載された論文等（原著論文、総説、研究ノート、解説の種別 A 原稿をいう）に対して、不適切な内容を含んでいる疑いがあることを指摘された場合には、編集出版委員会において、問題とされた点の確認を行う。（以下、指摘を受けた論文を「該当論文」と記す。）
2. 1. の結果、指摘された内容が問題のあるレベルであると認められた場合、編集出版委員長は、該当論文の責任著者に対し、書面（配達記録郵便）で、その内容についての見解を求める。
3. 著者より 2. の回答が提出された場合は、その内容を編集出版委員会で確認した上で、次の各号による。
 - 1) 著者より出された回答により指摘された内容に問題があるとまでは言えないという結論になった場合、その旨を編集出版委員会議事録に明記し、調査を終了する。
 - 2) 著者が問題を認めた場合には、編集出版委員会と著者で協議のうえ、訂正、取り下げの措置を行う。
 - 3) 問題とされた内容に関する見解が著者と編集出版委員会との間で異なり、該当論文の取り扱いについて合意が得られなかった場合には、編集出版委員会は、指摘事項、編集出版委員会が確認した事項、著者の回答を添えて、総務委員長にその旨を報告する。また、著者より 2. の回答が 30 日を経過しても提出されない場合にも、上記 3) と同様の手続きに移る。
4. 総務委員長は、3. 3) による報告を受けた場合、不適切投稿調査委員会（以下、調査委員会という）を設置する。調査委員会は、総務委員長を主査とし、編集出版委員長、国際誌編集委員長、該当論文の編集担当であった編集出版委員会委員、掲載号の編集責任者、および総務委員長の指名するもの若干名で構成する。調査委員会は、編集出版委員会が 3. までに行った調査の経緯を踏まえ、必要に応じて追加の聞き取り等を行ったうえで、調査結果を理事会に報告する。
5. 理事会は、調査委員会からの報告を受けて、原稿の取り扱いを決定する。理事会が不適切な内容を含むと認めた場合には、該当論文の「削除」措置をとる。なお、理事会が必要と認める場合には、「削除」措置の前にその判定を著者に伝え、「著者の申し出による取り下げ」を促すことができる。

6. 以上の定めのほか、不適切な投稿の疑義が生じた場合の措置は会長が別に定める。